

横須賀市報

第1866号

| | | |
|-----|-----|-----------------------|
| 発行日 | 発行所 | 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 |
| 毎月 | 編集兼 | 横須賀市長 |
| 10日 | 発行人 | 上地克明 |
| 25日 | 印刷所 | (有)宮村印刷所 |

目次

規則

| | |
|-----------------------------------------|-------|
| ◇横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例施行規則中一部改正 | 15165 |
| ◇契約規則中一部改正 | 15166 |
| ◇横須賀市市税条例施行規則中一部改正 | 〃 |
| ◇横須賀市予防接種事故災害補償規則中一部改正 | 15167 |
| 告示 | |
| ◇地縁による団体の告示事項の変更について | 〃 |
| ◇原動機付自転車等の標識について中一部改正 | 〃 |
| ◇指定障害児通所支援事業者の指定について | 〃 |
| ◇指定居宅サービス事業者の指定について | 〃 |
| ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について | 〃 |
| ◇指定介護予防サービス事業者の指定について | 15168 |
| ◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について | 〃 |
| ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について | 〃 |
| ◇地縁による団体の認可について | 〃 |
| ◇地縁による団体の告示事項の変更について | 〃 |
| ◇地縁による団体の告示事項の変更について | 15169 |
| ◇健康増進センターの利用料金の額の変更の承認について | 〃 |
| ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について | 〃 |
| ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退について | 〃 |
| ◇除却広告物等の保管について | 〃 |
| ◇放置自転車等の移動について | 15170 |
| ◇道路区域変更及び供用開始について | 〃 |
| 公告 | |
| ◇介護保険料納入通知書の公示送達 | 15171 |
| ◇介護保険料の督促状の公示送達 | 〃 |
| ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達 | 〃 |
| ◇国民健康保険料の督促状の公示送達 | 〃 |
| ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達 | 〃 |
| ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達 | 〃 |
| ◇債権差押調書の公示送達 | 〃 |
| ◇配当計算書の公示送達 | 15172 |
| ◇軽自動車税の納税通知書の公示送達 | 〃 |
| ◇指定管理者の公募について廃止 | 〃 |
| ◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達 | 〃 |
| ◇指定管理者の公募について | 〃 |
| ◇農用地利用集積計画について | 〃 |
| ◇農用地利用集積計画について | 15173 |
| 訓令 | |
| ◇自動車管理規程中一部改正 | 〃 |
| 上下水道局告示 | |
| ◇指定給水装置工事事業者の指定について | 15175 |
| ◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について | 〃 |
| ◇指定下水道工事店の指定について | 〃 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ◇選挙権を有する方の50分の1の数について | 〃 |
| ◇選挙権を有する方の3分の1の数について | 〃 |
| ◇選挙権を有する方の6分の1の数について | 〃 |
| 土地開発公社公告 | |
| ◇令和4年度横須賀市土地開発公社事業報告について | 〃 |
| ◇令和4年度横須賀市土地開発公社決算について | 17176 |
| 正誤 | |

規則

横須賀市規則第46号

横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和5年6月26日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例施行規則の一部を改正する規則
横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例施行規則（平成30年横須賀市規則第4号）の一部を次のように改正する。
第6条に次の1項を加える。
2 条例第10条第2項の規定による命令は、命令書（条例第10条第2項適用）（第7号様式）によらなければならない。
第7条に次の1項を加える。
2 前項の公表の期間は、条例第10条第1項又は第2項の規定による命令後当該不良な生活環境が解消したと市長が認めるまでとする。
第1号様式中「対象となる建築物等の住所」を「対象となる建築物等の所在地」に、

排出支援を受けるにあたり、以下の事項について同意します。

- 一般廃棄物に該当する堆積物を排出並びに収集、運搬及び処分すること。
- 排出並びに収集及び運搬を行うにあたり、市職員、委託業者その他関係者が当該建築物等に立ち入ること。

を

排出支援を受けるに当たり、以下の事項について同意します。

- 一般廃棄物に該当する堆積物を排出並びに収集、運搬及び処分すること。
- 排出並びに収集及び運搬（以下「排出等」という。）を行うに当たり、市職員、委託業者その他関係者が当該建築物等に立ち入ること。
- 排出等を行った堆積物に関する所有権その他一切の権利を放棄し、当該堆積物の返還請求又は当該堆積物に係る損害賠償請求をしないこと。
- 申請者が手数料条例第6条第2号に定める手数料の免除の申請をする場合に限り、市長が、申請者の市税等の課税情報を調査すること。

に

改める。
第2号様式中「第4条」を「第3条」に、「対象となる建築物等の住所」を「対象となる建築物等の所在地」に改める。
第4号様式中「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。
第5号様式中「2 とるべき措置の内容」を「2 とるべき措置の内容」に、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。
第6号様式中「（第6条関係）」を「（第6条第1項関係）」に、「第11条」を「第11条の規定」に、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。
第6号様式の次に、次の1様式を加える。

第7号様式(第6条第2項関係)

第 号
年 月 日

命令書(条例第10条第2項適用)

住 所
氏 名

横須賀市長 印

あなたが居住し、所有し、又は管理している建築物等は、横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例に反し、不良な生活環境になっています。

つきましては、横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例第10条第2項の規定に基づき、
年 月 日までに下記のとおり必要な措置をとるよう命じます。

正当な理由なく措置をとらなかったときは、横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例第11条の規定に基づき、あなたの住所、氏名、対象となる建築物等の所在地、不良な生活環境の内容、命令の内容等を公表することがあります。

記

- 対象となる建築物等の所在地
- とるべき措置の内容
- 命令に至った理由
- 横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例第10条第2項の規定を適用する理由

問合せ先
(電話)

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

横須賀市規則第47号

契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

契約規則の一部を改正する規則

契約規則(平成19年横須賀市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項ただし書中「延長し、若しくは短縮し」を「変更し」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

横須賀市規則第48号

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市市税条例施行規則(昭和46年横須賀市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第18条第22号中「原動機付自転車・小型特殊自動車標識」を「一般原動機付自転車・小型特殊自動車標識」に改め、同条第22号の2中「原動機付自転車標識」を「一般原動機付自転車標識」に改め、同号の次に次の1号を加える。

②の3 特定小型原動機付自転車標識(第22号様式の3甲、乙)

第19条中「及び第22号の2」を「から第22号の3まで」に改める。

第22号様式甲備考に関する部分第1項中「原動機付自転車用」を「一般原動機付自転車用」に改める。

第22号様式乙備考に関する部分第1項中「原動機付自転車用」を「一般原動機付自転車用」に改め、同部分第3項を次のように改める。

3 地色は、薄青色とする。

第22号様式乙備考に関する部分に次の1項を加える。

4 文字及び番号は、濃紺色とする。

第22号様式の2備考に関する部分第1項中「原動機付自転車用」を「一般原動機付自転車用」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第22号様式の3甲(第18条第22号の3関係)



(100 × 100)

- 備考
- この様式は、特定小型原動機付自転車用とする。
 - 周囲の枠、文字及び番号は、浮出しとする。
 - 地色は、白色とする。
 - 文字及び番号は、濃紺色とする。

第22号様式の3乙(第18条第22号の3関係)



(100 × 100)

- 備考
- この様式は、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る特定小型原動機付自転車用とする。
 - 周囲の枠、文字及び番号は、浮出しとする。
 - 地色は、薄青色とする。
 - 文字及び番号は、濃紺色とする。

附 則

- この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 改正前の横須賀市市税条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づき交付した標識のうち、次の各号に掲げるもの(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に対して交付した標識に限る。)は、それぞれ当該各号に定める改正後の横須賀市市税条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定に基づく標識とみなす。
 - 原動機付自転車・小型特殊自動車標識(旧規則第22号様式甲によるものに限る。)及び旧規則第19条に基づく標識
 - 特定小型原動機付自転車標識(新規則第22号様式の3甲によるものに限る。)

式乙によるものに限る。) 特定小型原動機付自転車標識(新規則第22号様式の3乙によるものに限る。)

横須賀市規則第49号

横須賀市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月26日

横須賀市長 上地 克明
横須賀市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

横須賀市予防接種事故災害補償規則(平成21年横須賀市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「4,420万円」を「4,530万円」に改め、同条第2号ア中「4,420万円」を「4,530万円」に改め、同号イ中「29,431,000円」を「30,164,000円」に改め、同号ウ中「22,468,000円」を「23,027,000円」に改める。

第8条中「損害責任保険普通保険約款」を「賠償責任保険普通保険約款」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
2 改正後の横須賀市予防接種事故災害補償規則第6条の規定は、令和5年4月1日以後に発見された事故について適用し、同日前に発見された事故については、なお従前の例による。

告 示

横須賀市告示第127号(令和5年6月12日掲示済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年6月12日

横須賀市長 上地 克明

Table with 2 columns: 地縁団体の名称, 代表者の氏名及び住所. Sub-headers: 変更前, 変更後.

Table with 3 columns listing various associations and their representatives, such as 東逸見第一町内会, 坂本台団地自治会, etc.

横須賀市告示第129号

令和元年横須賀市告示第108号(原動機付自転車等の標識について)の一部を次のように改正し、令和5年7月1日から施行します。

令和5年6月26日

横須賀市長 上地 克明

本則中「第18条第2項」を「第19条」に改める。

第1項中「原動機付自転車用」を「原動機付自転車(一般原動機付自転車(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の5に規定する一般原動機付自転車をいう。))に限る。)用」に改める。

横須賀市告示第130号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和5年6月26日

横須賀市長 上地 克明

Table with 5 columns: 指定年月日, 事業所の名称, 事業所の所在地, 障害児通所支援の種類, 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名.

横須賀市告示第131号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

した。

令和5年6月26日

横須賀市長 上地 克明

Table with 5 columns: 指定年月日, 事業所の名称, 事業所の所在地, サービスの種類, 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名.

横須賀市告示第132号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。

て指定しました。

令和5年6月26日

横須賀市長 上地 克明

| 指定年月日 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名 |
|----------|-------------------|----------------|-----------|------------------------------------------------------|
| 令和5年6月1日 | リハビリデイサービス Steady | 横須賀市浦郷町3丁目64番地 | 地域密着型通所介護 | 岐阜県中津川市中津川2547番地の459 株式会社 Steady 代表取締役 可 知 久美子 |

横須賀市告示第133号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名 |
|----------|----------------|-------------------------------|----------|--------------------------------------------------|
| 令和5年6月1日 | けいあい訪問看護ステーション | 横須賀市舟倉1丁目32番1号コーエイマンション久里浜117 | 介護予防訪問看護 | 横浜市港南区笹下三丁目19番1-4号 株式会社 ケーアイ 代表取締役 市 川 季 園 |

横須賀市告示第134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 廃止年月日 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名 |
|-----------|-------------|------------------|-----------|---------------------------------------------------|
| 令和5年5月31日 | あすりはデイサービス | 横須賀市浦郷町3丁目64番地 | 地域密着型通所介護 | 横須賀市追浜東町三丁目71番地 アイ・ライフサポート合同会社 代表社員 飯 田 成 貴 |
| 同 | デイサービス ももんが | 横須賀市西浦賀5丁目23番25号 | 地域密着型通所介護 | 静岡県伊豆市冷川1524番地の266 株式会社 フェリス 代表取締役 田 中 智 恵 |

横須賀市告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名 |
|----------|--------------|------------------|---------|-----------------------------------------------|
| 令和5年6月1日 | グループホーム ほいみん | 横須賀市大津町2丁目17番21号 | 共同生活援助 | 横須賀市野比一丁目38番2号 toraya 合同会社 代表社員 佐久間 智 子 |

横須賀市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

- 名称
長沢平田自治会
- 規約に定める目的
会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと。
- 区域
長沢2丁目21番9号並びに長沢4丁目14番（14番5号及び14番8号から14番13号までを除く。）、15番から18番まで、19番（19番1号及び19番12号を除く。）、20番13号、21番から26番まで及び27番（27番1号及び27番5号を除く。）の区域
- 主たる事務所

横須賀市長沢4丁目16番20号

5 代表者の氏名及び住所

石 井 文 桐

横須賀市長沢4丁目24番3号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 解散の理由

(1) 破産

(2) 横須賀市長の認可取消し

(3) 総会の決議

(4) 構成員の欠亡

9 認可年月日

令和5年6月26日

横須賀市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規

定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 地縁団体の名称 | 区 域 | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 台町内会 | 長沢2丁目21番20号から21番22号まで、22番、23番24号から23番39号まで、24番及び25番、長沢3丁目1番から12番まで、15番4号から15番17号まで、16番1号、31番(31番31号を除く。)及び32番、長沢4丁目1番から12番まで、19番1号、19番12号、20番(20番13号を除く。)、32番11号から32番16号まで及び33番25号から33番32号まで並びに長沢6丁目14番13号から14番30号まで、14番32号、14番33号、17番29号、17番31号から17番43号まで、18番から20番まで(19番20号、19番22号及び19番23号を除く。)、21番1号の一部、21番8号、21番19号から21番22号まで、21番25号、22番(22番7号を除く。)及び23番3号から23番7号までの区域 | 長沢2丁目21番20号から21番22号まで、22番、23番24号から23番39号まで、24番、25番及び26番2号、長沢3丁目1番から12番まで、15番4号から15番17号まで、16番1号、31番(31番31号を除く。)及び32番、長沢4丁目1番から12番まで、19番1号、19番12号、20番(20番13号を除く。)、32番11号から32番16号まで及び33番25号から33番32号まで並びに長沢6丁目14番13号から14番30号まで、14番32号、14番33号、17番29号、17番31号から17番43号まで、18番から20番まで(19番20号、19番22号及び19番23号を除く。)、21番1号の一部、21番8号、21番19号から21番22号まで、21番25号、22番(22番7号を除く。)及び23番3号から23番7号までの区域 |

横須賀市告示第138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 地縁団体の名称 | 代表者の氏名及び住所 | |
|-------------|------------------------------|-----------------------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 鷹取町内会 | 座間味 隆 横須賀市鷹取2丁目8番16号 | 濱 中 猛 横須賀市鷹取1丁目7番14号 |
| 追浜南町協力会 | 近 藤 充 賢 横須賀市追浜南町2丁目29番地 | 山 口 正 廣 横須賀市追浜南町2丁目1番地 |
| 荒巻町内会 | 遠 藤 博 子 横須賀市浦賀6丁目21番1号 | 北 村 清 治 横須賀市浦賀5丁目19番4号 |
| ハイランド1丁目自治会 | 金 野 義 勝 横須賀市ハイランド1丁目44番4号 | 相 良 幸 雄 横須賀市ハイランド1丁目4番6号 |
| 峯町内会 | 山 田 幸 夫 横須賀市長沢6丁目14番5号 | 立 川 真 実 横須賀市長沢3丁目30番12号 |

| | | |
|-------|---------------------------|----------------------------|
| 漆山町内会 | 山 田 利 一 横須賀市長井6丁目17番3号 | 鈴 木 昌 行 横須賀市長井6丁目16番33号 |
|-------|---------------------------|----------------------------|

横須賀市告示第139号

健康増進センター条例(平成12年横須賀市条例第65号)第4条第4項の規定により、令和4年横須賀市告示第57号(健康増進センターの利用料金の額の承認について)に係る健康増進センターの利用料金について、令和5年7月17日の中学生以下の利用者の利用料金に限り次のとおり変更することを承認しました。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 利用料金を承認した施設
健康増進センター条例第2条に掲げる施設(健康増進部門に限る。)
- 2 利用料金の額
無料

横須賀市告示第140号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指 定 年月日 | 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|-------|-----------------|
| 令和5年 4月1日 | みどり薬局 | 横須賀市大矢部5丁目11番1号 |

横須賀市告示第141号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定により、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退がありました。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 辞 退 年月日 | 名 称 | 所 在 地 |
|---------------|-------|-----------------|
| 令和5年 1月14日 | みどり薬局 | 横須賀市大矢部5丁目11番1号 |

横須賀市告示第142号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 広告物等の名称又は種類等

| 広告物等の名称又は種類 | 広告物等の数量 | 広告物等が放置されていた場所 | 除 却 年月日 | 保 管 期 間 |
|-------------|---------|----------------------|-------------------|------------------|
| はり札等 | 4 | 久里浜2丁目・4丁目及び津久井4丁目地内 | 令和5年5月1日から同月31日まで | 告示の日の翌日から起算して2週間 |
| 立看板等 | 5 | 大津町4丁目及び二葉2丁目地内 | | |

- 2 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定しま

- す。
- (2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 143 号
 自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。
 令和5年6月26日
 横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日 | 移動した自転車等の台数 | | 自転車等が放置されていた場所 | 保 管 場 所 |
|-------------------|-------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| | 自 転 車 | 原動機付自転車及び普通自動二輪車 | | |
| 令和5年5月1日から同月31日まで | 台 49 | 台 2 | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域 | 夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地 |
| 同 | 1 | 0 | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域 | 三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同 | 27 | 1 | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 4 | 0 | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 3 | 1 | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域 | 公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同 | 5 | 0 | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 3 | 0 | 浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域 | 三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同 | 9 | 0 | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域 | 公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同 | 37 | 4 | 追浜町2丁目、田浦町1丁目、安針台、坂本町2丁目、汐入町3丁目、小川町、米が浜通2丁目、平成町2丁目、安浦町3丁目、三春町1丁目、上町1丁目・4丁目、公郷町2丁目、平作8丁目、森崎1丁目、根岸町3丁目、池田町5丁目、吉井1丁目、長井2丁目・3丁目及び太田和1丁目地内の道路 | 同 |
| 同 | 1 | 0 | 衣笠駅第2自転車等駐車場 | 同 |
| 同 | 1 | 0 | 北久里浜駅第3自転車等駐車場 | 同 |
| 同 | 0 | 1 | 馬堀海岸駅自転車等駐車場 | 三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地 |

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
 - (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
 - (3) 移動費用
自転車 1台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑

- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

~~~~~

**横須賀市告示第 144 号**  
 道路区域変更及び供用開始に関する告示  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和5年6月26日からその供用を開始します。  
 その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
 令和5年6月26日  
 横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区 間                                    | 敷地の幅員       | 延 長          |
|-------|-----|----------------------------------------|-------------|--------------|
| 504   | 旧   | 東逸見町2丁目71番の36地先から<br>東逸見町2丁目103番の6地先まで | メートル<br>2.7 | メートル<br>52.5 |
|       | 新   | 東逸見町2丁目71番の15地先から<br>東逸見町2丁目103番の6地先まで | 2.7~ 3.3    | 52.5         |
| 3,542 | 旧   | 太田和3丁目745番の11地先から<br>太田和3丁目746番の1地先まで  | 1.8~ 8.0    | 143.6        |
|       | 新   | 太田和3丁目1166番の5地先から<br>太田和3丁目746番の1地先まで  | 4.2~ 4.3    | 14.8         |
| 3,918 | 旧   | 荻野219番の1地先から<br>荻野211番の2地先まで           | 2.7         | 55.3         |
|       | 新   | 荻野218番の15地先から<br>荻野211番の2地先まで          | 6.0~ 7.8    | 45.0         |

# 公 告

## 横須賀市公告第118号 (令和5年6月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年6月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目        | 備 考                      |
|-------|------------|--------------------------|
| 令和5年度 | 介護保険料納入通知書 | 5月分の納期限は、令和5年6月30日に変更する。 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第119号 (令和5年6月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年6月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別       | 月 別   | 発付年月日     |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 令和4年度 | 介 護 保 険 料 | 2 月 分 | 令和5年4月28日 |
|       |           | 3 月 分 | 令和5年4月28日 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第120号 (令和5年6月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年6月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目     | 備 考 |
|-------|---------|-----|
| 令和3年度 | 国民健康保険料 | 減額分 |
| 令和4年度 | 変更通知書   | 減額分 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第121号 (令和5年6月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年6月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別     | 月 別   | 発付年月日     |
|-------|---------|-------|-----------|
| 令和4年度 | 国民健康保険料 | 2 月 分 | 令和5年3月30日 |
|       |         | 3 月 分 | 令和5年4月28日 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第122号 (令和5年6月13日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年6月13日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

## 横須賀市公告第123号 (令和5年6月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年6月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別        | 月 別   | 発付年月日     |
|-------|------------|-------|-----------|
| 令和4年度 | 後期高齢者医療保険料 | 3 月 分 | 令和5年4月28日 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第124号 (令和5年6月16日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年6月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第125号 (令和5年6月16日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年6月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第126号 (令和5年6月16日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年6月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 税 目            | 備 考 |
|-------|----------------|-----|
| 令和5年度 | 軽自動車税<br>(種別割) | 全期分 |

(別紙略)

横須賀市公告第127号 (令和5年6月16日 掲 示 済)

令和5年横須賀市公告第109号(指定管理者の公募について)は、廃止します。

令和5年6月16日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市公告第128号 (令和5年6月20日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年6月20日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 税 目            | 備 考          |
|-------|----------------|--------------|
| 令和5年度 | 固定資産税<br>都市計画税 | 定期賦課分及び6月随時分 |

(別紙略)

横須賀市公告第129号

横須賀市漁港管理条例(昭和42年横須賀市条例第17号)第6条の4の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

| 名 称          | 所 在 地           |
|--------------|-----------------|
| 北下浦海岸通り駐車場   | 横須賀市野比2丁目194番9  |
| 北下浦海岸通り臨時駐車場 | 横須賀市野比2丁目200番地先 |

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
横須賀市漁港管理条例第6条の3及び第10条の2に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。

3 申請者の資格要件  
法人その他の団体

4 指定期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 申請方法  
(1) 申請書の配布場所及び申請場所  
ア 申請書の配布場所  
横須賀市のホームページに掲載  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

イ 申請場所  
横須賀市港湾部港湾管理課

(2) 提出書類  
ア 申請書  
イ 事業計画書  
ウ 漁港漁場整備法等施行取扱規則(昭和42年横須賀市規則第13号)第6条の3第2項に規定する図書等

(3) 申請期間  
令和5年8月16日から同月23日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(4) 説明会の日時及び場所  
ア 日時 令和5年7月18日午前10時  
イ 場所 横須賀市役所251会議室

(5) 提出方法  
持参

(6) 問い合わせ先  
横須賀市港湾部港湾管理課  
詳細は、横須賀市のホームページに掲載  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第130号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林4丁目850番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林5丁目1番20号

永 野 茂 樹

3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林2丁目4番6号

石 原 華 子  
横須賀市林2丁目4番6号

木 村 浩 子  
三浦郡葉山町一色700番地の1

鈴 木 順 子

記の2

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林5丁目1256番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林5丁目1653番地

岸 和 幸  
横須賀市林4丁目3番10号

吉 井 佐 世 子

記の3



- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目380番1及び383番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目2番6号  
原 田 泰 雄
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長坂3丁目7番25号  
佐 藤 麗 子

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目78番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目8番20号  
原 田 直 樹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長坂3丁目7番25号  
佐 藤 麗 子

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目641番及び642番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目12番28号  
嘉 山 祥 一
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井5丁目29番34号  
中 村 正 夫

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市佐島3丁目1191番及び1192番
- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名  
横須賀市秋谷2丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市芦名1丁目9番2号  
三 橋 宏 充

横須賀市公告第131号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）附則第5条第1項及び改正法附則第10条の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、改正法附則第5条第1項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢6丁目3627番、3629番、3630番及び3432番
- 2 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市三春町5丁目31番地  
内 田 航 生
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目26番1号  
山 田 勝 治
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町2番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男

# 訓 令 甲

## 横須賀市訓令第8号

自動車管理規程（昭和36年横須賀市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月26日

横須賀市長 上 地 克 明

第4号様式中

|         |   |       |
|---------|---|-------|
| (事務処理欄) |   |       |
|         | 計 | 借上自動車 |

を

|  |   |       |
|--|---|-------|
|  | 計 | 借上自動車 |
|--|---|-------|

に

改める。

第5号様式甲（表）を次のように改める。



## 上下水道局告示

## 横須賀市上下水道局告示第24号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)

第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年6月26日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名    | 代表者名  | 所在地                 | 指定年月日     | 有効期限       |
|------|---------------|-------|---------------------|-----------|------------|
| 629  | R L I F E株式会社 | 高田 武  | 茨城県小美玉市竹原1423番地2    | 令和5年5月29日 | 令和10年5月28日 |
| 630  | 株式会社丸伸工業所     | 丸山 敦郎 | 横浜市中区石川町五丁目210番地の11 | 令和5年6月6日  | 令和10年6月5日  |

## 横須賀市上下水道局告示第25号(令和5年6月26日 掲示済)

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、令和5年7月1日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和5年6月26日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

| 下水を排除し、及び処理すべき区域 | 排水施設の位置 | 排水施設の方式 | 終末処理場の位置及び名称 |
|------------------|---------|---------|--------------|
|------------------|---------|---------|--------------|

|          |        |     |                              |
|----------|--------|-----|------------------------------|
| 長沢1丁目の一部 | 別図のとおり | 分流式 | 横須賀市長坂2丁目2番2号<br>横須賀市西浄化センター |
|----------|--------|-----|------------------------------|

(別図略)

## 横須賀市上下水道局告示第26号

横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)第6条及び指定下水道工事店条例(平成12年横須賀市条例第45号)第2条の規定に基づき、令和10年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和5年6月26日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

| 登録番号 | 工事店名      | 代表者名  | 所在地                 | 指定年月日    |
|------|-----------|-------|---------------------|----------|
| 須425 | 株式会社丸伸工業所 | 丸山 敦郎 | 横浜市中区石川町五丁目210番地の11 | 令和5年6月6日 |

## 選挙管理委員会告示

## 横須賀市選挙管理委員会告示第61号(令和5年6月1日 掲示済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,643です。

令和5年6月1日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山口 道夫

## 横須賀市選挙管理委員会告示第62号(令和5年6月1日 掲示済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、110,720です。

令和5年6月1日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山口 道夫

## 横須賀市選挙管理委員会告示第63号(令和5年6月1日 掲示済)

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、55,360です。

令和5年6月1日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山口 道夫

## 土地開発公社公告

## 横須賀市土地開発公社公告第3号

令和4年度横須賀市土地開発公社事業報告は、5月25日理事会において認定の議決を経ました。

その要領は次のとおりです。

令和5年6月26日

横須賀市土地開発公社

理事長 島内 太郎

令和4年度横須賀市土地開発公社事業報告書

本年度は保有土地の管理等の事業を行った。これらの事業実績及び運営状況は、次のとおりである。

## 1 事業実績

## (1) 用地管理事業

| 用地名          | 面積                                 | 取得年度   |
|--------------|------------------------------------|--------|
| 佐原地区文教施設建設用地 | 10,000.31 <sup>m<sup>2</sup></sup> | 平成16年度 |

## (2) 用地賃貸事業

| 用地名        | 面積                                 | 賃貸開始年度 |
|------------|------------------------------------|--------|
| 馬堀海岸地区賃貸用地 | 12,682.09 <sup>m<sup>2</sup></sup> | 平成22年度 |

(3) 土地保有状況

ア 公有用地（佐原地区文教施設建設用地）

| 区 分       | 面 積                      | 金 額           |
|-----------|--------------------------|---------------|
| 期 首 残 高   | 10,000.31 m <sup>2</sup> | 513,047,932 円 |
| 当 期 増 減 高 | 0                        | △5,997,897    |
| 期 末 残 高   | 10,000.31                | 507,050,035   |

イ 賃貸用地（馬堀海岸地区賃貸用地）

| 区 分       | 面 積                      | 金 額             |
|-----------|--------------------------|-----------------|
| 期 首 残 高   | 12,682.09 m <sup>2</sup> | 1,860,946,296 円 |
| 当 期 増 減 高 | 0                        | 0               |
| 期 末 残 高   | 12,682.09                | 1,860,946,296   |

2 決算収支

| 区 分     | 金 額          |
|---------|--------------|
| 総 収 益   | 37,810,296 円 |
| 総 費 用   | 18,939,089   |
| 差 引 利 益 | 18,871,207   |

3 借入金

| 借 入 区 分   | 長 期 借 入 金       | 合 計             |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 期 首 残 高   | 2,320,000,000 円 | 2,320,000,000 円 |
| 当 期 増 減 高 | 0               | 0               |
| 期 末 残 高   | 2,320,000,000   | 2,320,000,000   |

4 業務の運営

(1) 会 議

理事会

第1回 令和4年5月27日 令和3年度事業報告及び決算  
 第2回 令和5年3月10日 令和5年度事業計画及び予算並びに規程改正

(2) 人 事

ア 役員数 7人  
 理事 6人

監 事 1人  
 イ 職員数 6人

(令和5年3月末現在)

~~~~~  
 横須賀市土地開発公社公告第4号

令和4年度横須賀市土地開発公社決算は、5月25日理事会において認定の議決を経ました。
 その要領は次のとおりです。
 令和5年6月26日

横須賀市土地開発公社
 理事長 島内太郎

横須賀市土地開発公社

損 益 計 算 書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

| | | |
|----------------|------------|-------------------|
| 1 事業収益 | | |
| (1) 土地造成事業収益 | 37,800,000 | 37,800,000 |
| 事業総利益 | | <u>37,800,000</u> |
| 2 販売費及び一般管理費 | | |
| (1) 販売費及び一般管理費 | 7,292,645 | 7,292,645 |
| 事業利益 | | <u>30,507,355</u> |
| 3 事業外収益 | | |
| (1) 受取利息 | 1,376 | |
| (2) 雑収益 | 8,920 | 10,296 |
| 4 事業外費用 | | |
| (1) 支払利息 | 10,546,444 | |
| (2) 手数料 | 1,100,000 | 11,646,444 |
| 経常利益 | | <u>18,871,207</u> |
| 当期純利益 | | <u>18,871,207</u> |

横須賀市土地開発公社

貸 借 対 照 表
 (令和5年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

| | | |
|------------------------------|---------------|---------------|
| 1 流動資産 | | |
| (1) 現金及び預金 | 97,253,254 | |
| (2) 公有用地 | 507,050,035 | |
| 流動資産合計 | | 604,303,289 |
| 2 固定資産 | | |
| (1) 投資その他の資産 貸付事業の用に供する土地 | 1,860,940,296 | |
| 固定資産合計 | | 1,860,940,296 |
| 資産合計 | | 2,465,243,585 |

負 債 の 部

| | | |
|-----------|---------------|---------------|
| 1 流動負債 | | |
| (1) 未払金 | 50,000 | |
| (2) 前受金 | 4,285,483 | |
| 流動負債合計 | | 4,335,483 |
| 2 固定負債 | | |
| (1) 長期借入金 | 2,320,000,000 | |
| (2) 受入保証金 | 37,800,000 | |
| 固定負債合計 | | 2,357,800,000 |
| 負債合計 | | 2,362,135,483 |

資 本 の 部

| | | |
|-------------|------------|---------------|
| 1 資本金 | | |
| (1) 基本財産 | 10,000,000 | |
| 資本金合計 | | 10,000,000 |
| 2 準備金 | | |
| (1) 前期繰越準備金 | 74,236,895 | |
| (2) 当期純利益 | 18,871,207 | |
| 準備金合計 | | 93,108,102 |
| 資本合計 | | 103,108,102 |
| 負債資本合計 | | 2,465,243,585 |

注記事項

(重要な会計方針)

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
公有用地 … 個別法による原価法を採用しています。
- 2 固定資産の減価償却の方法
無形固定資産 … 定額法を採用しています。
- 3 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理 … 税込方式によっています。

(貸借対照表の注記)

- 1 長期借入金については、横須賀市の債務保証を受けています。

45号」の誤り

正 誤

令和5年4月10日付け横須賀市報第1861号 15117 ページ横須賀市規則第43号中「横須賀市規則第43号」は「横須賀市規則第42号」の誤り

令和5年4月25日付け横須賀市報1862号 15133 ページ横須賀市公告第90号中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項」は「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項」の、「同法第19条」は「同項」のいずれも誤り

令和5年5月25日付け横須賀市報第1864号 15150 ページ横須賀市規則第45号中「横須賀市規則第45号」は「横須賀市規則第43号」の、同ページ横須賀市規則第46号中「横須賀市規則第46号」は「横須賀市規則第44号」の、同号 15159 ページ横須賀市公告 111 号中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項」は「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項」の、「同法第19条」は「同項」のいずれも誤り

令和5年6月12日付け横須賀市報第1865号 15161 ページ横須賀市規則第47号中「横須賀市規則第47号」は「横須賀市規則第